

山口県報

平成28年
6月21日
(火曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課)……………二

周南都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)……………三

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)……………三

道路の位置の指定 (建築指導課)……………四

○公告

登録養成施設の名称の変更の届出 (生活衛生課)……………四

周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)……………四

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………四

山口県告示第二〇号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年六月二十一日から同年七月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民部市民生活課において公衆の縦覧に供する。



平成二十八年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 独立行政法人国立病院機構
住 所 東京都目黒区東が丘二丁目五番二一
工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 独立行政法人国立病院機構柳井医療センター
所在地 柳井市伊保庄九五番地
- 二 特定施設に関する事項
- 三 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 一 日 当 た の 使 用 時 間
七二	一八〇	平成二八、 一〇、一	平成三〇、 五、三二	平成三〇、 七、一	連 続 二 四 時 間 時 間 変 動 な し

備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。

山口県告示第二百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療

平成二十八年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

扶助のための施設を担当させる機関を次のとおり指定した。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・一	通 常	五・八	二五	一八〇
八・六	最 大	八・六	二五	一八〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	
し尿処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七・一	〇	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	五・八	二五	〃
種 類	浮遊物質量 (mg/l)	二五〇	四五	〃
	大腸菌群数 (個/cm ³)	四、〇〇〇	一〇〇	〃
種 類	窒素 (mg/l)	五〇	六・八	〃
	リン (mg/l)	五	一・九	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
し尿処理施設	鉄筋コンクリート	一八〇	膜分離間欠ばっ	連続	二四時間	変動なし	平成二〇、 一	平成三〇、 五、三	平成三〇、 七、一

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七二	通 常	二五	一八〇
	最 大	二五	一八〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

氏名 住所 指定年月日
 大原 琢也 周南市桜木三丁目五番一六号 平成二八、五、九

山口県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画道路事業三・二・三百一徳山停車場線

周南都市計画道路事業三・三・三百四海岸通線

三 事業施行期間

平成二十二年十二月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

周南市御幸通二丁目、大字徳山、みなみ銀座二丁目、有楽町、銀座一丁目、本町一丁目、築港町、住崎町及び千代田町

山口県告示第二百三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十八年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

国清(2)の①地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
柳井市	柳井	山	四二四三の三	一号
		真	八六	二号
		林	四二四八の一	三号
		森	四二四四の一	四号
		林	四五二の二	五号
		山	四二四七の四	六号
		山	四四三の四	七号
		真	八三三の四	八号
		山	八三三の一	九号
		山	四四三の一〇	十号

一 区域の名称
 国清(2)の②地区
 二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
柳井市	柳井	山	四二四七の二	一号
		林	四二六〇の三	二号
		真	四二六〇の三	三号
		山	八三四	四号
		山	八三四	五号
		真	四二四五の一	六号
		山	四二四六の五	七号
		山	四二四六の五	八号
		山	四二四七の五	九号

山口県告示第二百四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市南花岡二丁目一八四五の五及び一八四六の四	四・〇 六・〇	四二・二	平成二八 六、二



(二五五) 登録養成施設の名称の変更の届出

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十六条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり登録養成施設の名称の変更の届出がありました。

平成二十八年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 届出者の名称
国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 二 登録養成施設の名称

変更後	変更前
水産大学校食品科学科	独立行政法人水産大学校食品科学科

三 変更年月日

平成二十八年四月一日

平成二十八年六月二十一日印刷

発行人

山口県知事

(二五六) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・四・二百七大海線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二五七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市瑞穂町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目一番八八号
積水ハウス株式会社